

教職員等の職務発明に関する規程

平成 21 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、教職員等がした発明の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 勤務発明 教職員等がその勤務に関してした発明（特許法（昭和 34 年法律第 121 号）第 2 条第 1 項に規定する発明をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 職務発明 勤務発明であつて、その内容が当該勤務発明をした教職員等が所属し、又は所属した機関の所掌する業務の範囲に属し、かつ、当該勤務発明をするに至つた行為が当該教職員等の現在又は過去の職務に属する場合をいう。
- (3) 発明者 勤務発明をした教職員等をいい、次に掲げる者とする。ただし、法人と雇用関係のない者については、本規程に合意した者を対象とする。
 - ア 役員及び教職員（非常勤職員及び臨時職員を含む。）
 - イ 研修員、研究生、博士研究員、プロジェクト研究員及び日本学術振興会特別研究員
 - ウ 専攻医及び研修医
 - エ 学生
 - オ その他法人が設置する大学において研究に従事する者

(権利の承継)

第 3 条 京都府公立大学法人（以下「法人」という。）は、職務発明について、この規程の定めるところにより、特許を受ける権利又は特許権（以下「特許を受ける権利等」という。）を承継するものとする。

- 2 学長は、当該大学に所属する教職員等が行つた職務発明について、この規程に定めるところにより、特許を受ける権利等を承継するよう理事長に具申するものとする。

(発明の届出)

第 4 条 教職員等は、勤務発明をしたときは、遅滞なく、勤務発明届（別記第 1 号様式）により当該教職員が所属する所属長（以下「所属長」という。）を經由して当該教職員等が所属する大学の学長に届け出なければならない。

- 2 所属長は、前項の規定による届出を受けたときは、遅滞なく、当該届出に係る書類に意見書（別記第 2 号様式）を添えて、当該教職員等が所属する大学の学長に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の届出は、原則として論文学会発表要旨等の公開に先立って行うものとする。

(職務発明の認定等)

第 5 条 学長は、前条第 1 項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る勤務発明が職務発明であるかどうかを審査し、職務発明の認定及び当該勤務発明に係る特許を受ける権利を法人が承継するかどうかの決定について意見を付して理事長に具申するものとする。

- 2 前項の場合において、学長は、職務発明であると認定した勤務発明について発明者が既に特許権を取得しているときは、当該特許権を法人が承継するかどうかについて意見を付して

理事長に具申するものとする。

- 3 理事長は、前二項の規定による具申を受けたときは、当該具申に係る勤務発明が職務発明であるかどうかを認定し、職務発明であると認定したときは、第1項の具申については当該勤務発明について特許を受ける権利を法人が承継するかどうかを決定し、第2項の具申については当該特許権を法人が承継するかどうかを決定するものとする。
- 4 理事長は、前項の規定による認定又は決定をしたときは、速やかに、その旨を文書により当該教職員等が所属する大学の学長に通知するものとする。
- 5 学長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を文書により所属長を経由して当該発明者に通知するものとする。
- 6 法人は、第3項の規定により承継した特許を受ける権利等を放棄しようとする場合、当該特許を受ける権利等に係る発明者及び当該発明者の所属する大学の学長の意見を聴くものとする。この場合、法人は、当該発明者の意見に基づき、当該特許を受ける権利等を当該発明者に無償で譲渡することができる。

(職務発明でない勤務発明)

第6条 学長は、前条第1項の規定により具申した勤務発明が職務発明でないと認定された場合において、発明者から当該勤務発明について特許を受ける権利等の譲渡の申出があったときは、当該権利等を法人が承継するかどうかを意見を付して理事長に具申するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定による具申を受けたときは、当該権利等を法人が承継するかどうかを決定するものとする。
- 3 前条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により決定した場合に準用する。

(譲渡の義務)

第7条 発明者は、第4条第1項の規定により届け出た勤務発明について理事長が前二条の規定により特許を受ける権利等を法人が承継すると決定したときは、当該権利等を法人に譲渡しなければならない。

- 2 前項に規定する譲渡に当たっては、当該発明者は、法人が別に定める当該勤務発明に係る譲渡証書及び特許出願に要する書類を法人に提出しなければならない。

(特許出願等)

第8条 理事長は、第5条又は第6条の規定により特許を受ける権利を法人が承継すると決定したときは、遅滞なく特許出願その他権利化に必要な手続（以下「特許出願等」という。）を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、必要があると認めるときは、当該発明の発明者及び当該発明者の所属する大学の学長に意見を聴いて、特許出願前に当該特許を受ける権利を譲渡することができる。

- 3 勤務発明について特許を受ける権利等を法人に譲渡した発明者は、法人の行う特許出願等に関する手続及び措置に協力しなければならない。

(特許を受ける権利等の維持の可否の決定)

第8条の2 学長は、学長が定める一定期間経過ごとに、法人が承継した特許を受ける権利等の維持の可否について、当該発明者の意見を聴取した上で、理事長に具申するものとする。

2 理事長は、前項の規定による具申を受けたときは、特許を受ける権利等の維持の可否について決定するものとする。

第9条 発明者は、第4条第1項の規定により届け出た勤務発明について、理事長が第5条第3項又は第6条第2項の規定により職務発明でないと認定し、又は特許を受ける権利を法人が承継しないと決定した後でなければ特許出願を行ってはならない。ただし、緊急に特許出願を行う必要があるときは、この限りでない。

2 発明者は、前項ただし書の規定により特許出願を行つたときは、速やかに、個人特許出願届（別記第3号様式）に当該特許出願に関する書類の写しを添えて、所属長を経由して当該発明者が所属する大学の学長に提出しなければならない。

3 学長は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出を理事長に提出するものとする。
（外国特許権の特許出願等）

第10条 学長は、第7条の規定により法人が特許を受ける権利等を譲り受けた勤務発明について、外国特許権の特許出願等の決定を理事長に具申することができる。

2 理事長は、前項の規定による具申を受けたときは、当該勤務発明について外国特許権の特許出願等の決定を行うことができる。

3 第5条第4項及び第5項の規定は、前項の規定により決定した場合に準用する。

4 第8条第2項及び第3項並びに前条の規定は、外国特許権の特許出願等について準用する。

（登録補償金）

第11条 法人は、この規程の定めるところにより特許権を取得したときは、権利1件につき20,000円の登録補償金を当該発明者に支払うものとする。

2 前項の場合において、同一の勤務発明に対する登録補償金については、当該発明により取得した権利の件数は、権利の取得件数にかかわらず、1件とみなす。

（実施補償金）

第12条 法人は、第7条の規定により譲り受けた特許を受ける権利等の運用又は処分により収入を得たときは、毎年1月1日から12月31日までの間の当該収入から当該特許を受ける権利等の取得に要した経費及び維持保全に必要な経費を差し引いた額（以下「収入額」という。）に応じて、次の各号に掲げる額に相当する実施補償金を当該発明者に支払うものとする。

（1） 法人が当該特許を受ける権利等に係る勤務発明の実施を法人以外の者に許諾して収入を得たときは、その収入額の100分の50

（2） 法人が当該特許を受ける権利等を譲渡して収入を得たときは、その収入額の100分の50

2 前項の規定により発明者に支払われる実施補償金について、発明者から申出があるときは、間接経費相当額を差し引いた上で、大学又は所属に支払うことができる。

（登録補償金等の支払決定通知）

第13条 理事長は、前2条の規定による登録補償金又は実施補償金の支払を決定したときは、速やかに、その旨を文書により当該発明者が所属する大学の学長に通知するものとする。

2 学長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を文書により所属長を経由して、当該発明者に通知するものとする。

（共同発明者に対する補償）

第14条 第11条に規定する登録補償金及び第12条に規定する実施補償金は、当該登録補償

金又は実施補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(発明者の負担した出願費用等の支払)

第15条 法人は、第7条の規定により特許を受ける権利等を譲り受けた場合において、発明者が既に特許出願等に要する費用を支出しているときは、当該発明者の申請により理事長が必要と認める範囲内において当該費用に要した経費を当該発明者に支払うものとする。

(退職又は死亡したときの補償)

第16条 発明者が有する登録補償金、実施補償金又は特許出願等に要した経費の支払を受ける権利は、当該発明者が退職した後も存続するものとし、当該発明者（退職した発明者を含む。次項において同じ。）が死亡したときは、その相続人が承継するものとする。

2 学長は、当該大学に所属する発明者が退職又は死亡した場合において、当該発明者又はその相続人から、当該発明者が有する登録補償金、実施補償金又は特許出願等に要した経費の支払いの申請があったときは、その支払いについて理事長に具申するものとする。

(不服の申立て)

第17条 発明者は、第5条第3項の規定による理事長の認定若しくは決定又は第11条若しくは第12条の規

定による登録補償金若しくは実施補償金の支払の決定に不服があるときは、第5条第5項若しくは第13条第2項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、不服申立書（別記第4号様式）により所属長を経由して当該発明者が所属する大学の学長に不服の申立てをすることができる。

2 学長は、前項の規定による不服申立書が提出されたときは、その申立ての内容について意見を付して理事長に具申するものとする。

3 理事長は、前項の規定による具申を受けたときは、当該不服の申立てに対する決定を行い、当該不服の

申立てを受けた日の翌日から起算して60日以内に、その結果を当該不服申立てを行った発明者が所属する大学の学長に通知しなければならない。

4 学長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その結果を所属長を経由して当該不服の申立てを行った発明者に通知しなければならない。

(職務発明審査会)

第18条 学長は、次の各号に掲げる場合は、当該大学に設置した職務発明審査会の意見を聴かななければならない。

- (1) 第5条第1項の規定による審査を行うとき。
- (2) 第6条第1項の規定による具申を行うとき。
- (3) 第8条の2の規定による具申を行うとき。
- (4) 第10条第1項の規定による具申を行うとき。
- (5) 第17条第2項の規定による具申を行うとき。
- (6) その他学長が必要と認めるとき。

2 職務発明審査会の組織及び運営に関する事項は、当該大学の学長が別に定める。

(考案等についての準用)

第19条 この規程は、教職員等のした考案（実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第

1 項に規定する考案をいう。以下同じ。)、意匠(意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項に規定する意匠をいう。以下同じ。)の創作及び品種の育成(種苗法(昭和22年法律第115号)第7条第1項に規定する品種の育成をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、考案及び意匠の創作については、第11条中「20,000円」とあるのは「10,000円」と読み替えるものとする。

(教職員等以外の者と共同で行った職務発明等の取扱い)

第20条 教職員等以外の者と共同で行った職務発明等については、当該教職員等の持分に限り、この規程を適用する。

(大学に所属しない教職員等の特例)

第21条 教職員等で大学に所属しないものに関するこの規程(第18条を除く。)の適用については、この規程中「学長」又は「大学の学長」とあるのは「事務総長」とする。

(秘密保持義務)

第22条 教職員等は、勤務発明に係る情報について、必要な期間中、秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(海外の大学等における研究成果の取扱い)

第23条 教職員等が、海外の大学等において客員研究員等(当該教職員等が所属する大学における研究者等の身分を保有して一定期間海外の大学等で研究に従事する者をいう。)として挙げた研究成果は、当該大学等の内部規程及び当該国における関係法令に従う。

(所属する大学と他大学等との間の教職員等の異動)

第24条 教職員等の他の大学等他機関(以下この条において「他大学等」という。)から所属する大学への異動又は所属する大学から他大学等への異動に伴い、職務発明等の完成に至る行為が複数の大学等に関連する場合、教職員等は、その旨を所属する大学の所管課の長に申し出なければならない。

2 前項の場合において、所属する大学の所管課の長は、当該職務発明等に係る権利の帰属について、関連する大学等との間で協議を行うものとする。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、同日以降に教職員等が勤務に関連して行った発明、考案、意匠の創作及び品種の育成(以下「勤務発明等」という。)について適用する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前になされた勤務発明等について、施行日現在において法人が勤務発明等を行つた者(以下「勤務発明者等」という。)から特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利若しくは意匠登録を受ける権利(以下「特許等を受ける権利」という。)若しくは特許権、実用新案権若しくは意匠権(以下「特許権等」という。)を譲り受けていない場合又は品種登録者の名義変更を受けていない場合において、当該勤務発明者等から当該権利の譲渡又は当該品種登録者の名義変更の申出があつたときは、施行日以後なされた勤務発明等とみなし、この規程を適用する。

3 施行日前に法人が勤務発明者等から譲り受けた特許等を受ける権利又は特許権等は、この

規程に基づいて譲り受けたものとみなし、第10条、第12条から第14条まで及び第16条から第20条までの規定を適用する。

附 則（規程第31-1号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（規程第31-2号）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

年 月 日

学長 様

発明者
所属
職氏名 印

勤務発明届

この度下記の勤務発明をしたので、教職員等の職務発明に関する規程第4条第1項の規定により関係書類等を添えてお届けします。

記

- 1 発明の名称
- 2 発明をするに至った経過
- 3 職務発明か否かに関する意見
- 4 権利の承継に関する希望
- 5 特許出願の緊急性についての意見
- 6 共同発明の場合の発明者の所属及び職氏名並びに持分の割合
- 7 上記の持分の割合の算定根拠
- 8 外国特許権の取得に関する希望

(注) 1 発明をするに至った経過は、職務発明か否かの認定の資料となるよう詳細に記載すること。

2 関係書類等として次の書類等を添付すること。

(1) 発明及び考案の場合

ア 明細書

イ 図面

(2) 意匠の創作の場合

図面又は写真等

(3) 品種の育成の場合

ア 説明書

イ 出願に係る品種の植物体の全部若しくは一部又はその写真

年 月 日

学長 様

所属長
職氏名 印

意見書

教職員等の職務発明に関する規程第4条第2項の規定による所属長の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 発明の名称
 - 2 発明者の所属及び職氏名
 - 3 発明をするに至った経過
 - 4 職務発明か否かに関する意見
 - 5 権利の承継に関する意見
 - 6 特許出願の緊急性についての意見
 - 7 共同発明の場合の持分の割合に関する意見
 - 8 外国特許権の取得に関する希望
- (注) 発明をするに至った経過及び職務発明か否かに関する意見は、職務発明か否かの認定の資料となるよう詳細に記載すること。

別記第3号様式（第9条関係）

年 月 日

学長 様

発明者
所属
職氏名 印

個人特許出願届

下記の発明について、教職員等の職務発明に関する規程第9条第1項ただし書の規定により発明者の名義で特許出願を行ったので、同条第2項の規定により特許出願に関する書類の写しを添えてお届けします。

記

- 1 発明の名称
- 2 出願年月日
- 3 出願番号

別記第4号様式（第17条関係）

年 月 日

学長 様

発明者
所属
職氏名 印

不服申立書

年 月 日付け 第 号の決定（認定）について、下記のとおり不服があるので、
教職員等の職務発明に関する規程第17条第1項の規定により不服の申立てをします。

記

- 1 不服の申立てに係る認定又は決定
- 2 認定又は決定の通知を受けた年月日
- 3 不服の申立ての趣旨、理由等